

パターン別・事業承継対策 理事長への利益移転が鍵に

イースト会計事務所 税理士・社会保険労務士
森部 章

2012年度の税制改正では相続税の引き上げは見送られた。だが、廃案となったわけではなく、消費税の引き上げとともに、「継続審議」となった。増税の方向で検討が進む中、相続・事業承継の対策は今後一層重要になってくるが、相続・事業承継に伴って生じる税金コストは、経営形態や資産の移転の方法により大きく異なる。

パターン別に具体的な取り扱いや税金コストを整理し、有利な対策を考えてみたい。

1. 個人立診療所の場合

(1) 相続・事業承継とその対策

個人立の診療所で相続が発生した場合、相続人が引き継いだすべての財産と債務を評価し、その差額である正味の財産に税率10～50%で累進課税の相続税が課される。相続人の人数や後継者の有無により相続の形態は大きく変わるが、最大のポイントは後継者が決定しているかどうかだ。

既に子息が医師となり自院で勤務しているか、近い将来戻ってくる見込みの場合には、自院の将来を話し合うとともに、

遺言書などにより院長の意思を表明しておくことが重要だ。事業用資産が円滑に引き継がれないと事業の継続が困難となるばかりでなく、相続税の基礎となる評価額にも大きく影響を及ぼすことになるからである。

例えば自己所有の土地に診療所を建設している場合、後継者がその土地を相続すれば事業承継税制の特例により最大で評価額の80%を減額することができる。しかし事業が承継されない場合や、遺産の分割が相続税の申告期限である相続発生後10カ月以内に確定しない場合はこの制度が利用できず、多額の相続税が課されてしまう。

経営者である院長は後継者の見通しが立った段階で、事業承継の準備を開始する必要がある。

(2) 第三者への譲渡

個人立の診療所に後継者がいない場合、第三者への譲渡が選択肢として考えられる。診療所を一つの財産として譲渡するのではなく、相続と同様、個々の資産ごとに譲渡金額を算定して譲渡することになり、土地や建物などの不動産の譲渡に対しては単独で、それ

以外の財産では給与所得などと合算して所得税・住民税が課される。

ただし、診療所の譲渡は、単に有形の資産を時価で移転だけでなく、長く培った評判や来院患者など無形の財産も含めてのことだ。その部分でどれだけ付加価値を主張できるかが、譲渡する側にとってポイントとなる。

2. 医療法人の場合

医療法人の事業承継は、個人の場合とは大きく異なる。さらに、2007年4月の医療法改正前に設立された「経過措置型医療法人」と、改正医療法に準拠する「基金拠出型医療法人」とでは、課税上の取り扱いが全く異なるため、運営形態に応じた対策が必要となる。

(1) 相続・事業承継とその対策

① 経過措置型医療法人

出資者がその出資額に応じ持ち分(所有権)を有する形態で、法人の理事長が亡くなった場合、その持ち分の評価額が相続税の課税対象となる。医療法人は法律上配当が禁止されているため、設立後長期間が経過している法人は設立以来の利益が法人内に蓄積され、

評価額が当初の出資額の数十倍になってしまうケースも珍しくない。

こうした事態を防ぐためには、次のような「法人の利益を個人に移転する」対策が求められる。

- i) 役員給与の設定を工夫することにより法人の利益を個人に移転していく
- ii) 理事長の勇退時に退職金を支給し、留保利益の圧縮と個人への所得移転を実現する
- iii) 年払いの生命保険料の支払いにより毎期の利益を縮減し、理事長の退職時に解約して返戻金を退職金に充てる

② 基金拠出型医療法人

改正医療法に基づき設立された医療法人は持ち分がなく、相続税の対象となるのは法人設立時に拠出した基金の額となる。基金は貸付金のように「債権」の性格を有し、利益が法人に蓄積されても評価額は上昇しないため、事業承継に関しては①に比べて非常に有利だ。

(2) 第三者への譲渡

① 経過措置型医療法人

医療法人を第三者へ譲渡する場合、これが出資持ち分の譲渡に該当すれば、税務上は「有価証券の譲渡」として取り扱われ、譲渡益に対し20% (所得税15%、住民税5%) が課税される。

この税率は金額にかかわらず一定なので、留保利益の大きい医療法人を譲渡する場合には、累進税率が課される相続よりも、第三者への譲渡の方が有利に働く。ただし、譲渡に当たっては定款をチェックするとともに、譲渡契約の内容にも注意したい。

② 基金拠出型医療法人


表1◎事業承継の税コスト比較

	個人立診療所		医療法人立診療所	
			経過措置型	基金拠出型
負担する税金	相続税			
課税対象財産	土地・建物・医療機器など	医療法人の出資持ち分	基金	
課税対象額	相続発生時の財産評価額	相続発生時の出資持ち分評価額	法人設立時に拠出した基金	
税率		10～50% (累進課税) ↓ 改正予定 10～55% (累進課税)		
軽減対策	・小規模宅地の評価減の活用 ・評価額の低い財産へのシフト (例: 現金 → 建物)	・退職金による評価額引き下げ ・生命保険契約の利用 ・役員給与の設定		(評価額が上昇しない)
負担する税金	贈与税			
課税対象財産	(相続税に準ずる)			
課税対象額				
税率		10～50% (累進課税) ↓ 改正予定 10～55% (累進課税)		
軽減対策	—	評価額が低い時期に贈与		(評価額が上昇しない)
負担する税金	所得税・住民税			
課税対象財産	土地・建物・医療機器など	医療法人の出資持ち分		
課税対象額	譲渡益	譲渡益		(基金の払い戻しは非課税)
税率	①土地・建物 (保有5年以下) 20% (保有5年超) 39% ②土地・建物以外 総合課税	20%		

持ち分という概念がないため、理事長を交代する際には、拠出した基金の返還を受ける。同時に法人の財産の中から退職金を受け取るようになる。つまり、結果として法人の利益を個人に移転

していくという点で、経過措置型医療法人と共通した対策が必要になるわけだ。なお、個人・法人別に、事業承継の税金コストを整理した(表1)。対策を練る上で参考にしていきたい。

森部の アドバイス 運営形態で違う課税 将来像描いて選択を



医療機関の事業承継は、個人立か医療法人か、子息への承継か第三者への譲渡かといった運営形態や承継の方法により、取り扱いや課される税金が大きく異なります。

後継者の有無や院長先生自身の今後のライフプランなど、自院の将来像を頭に描いた上で、最適な運営形態を早期に確立するのがスムーズな事業承継のポイントです。

イラスト◎やまもと 妹子